

## 三重県水産研究所講師等派遣規程

(目的)

**第1条** この規程は、団体等が開催する研修会等において、講師等の派遣要請があった場合の対応について必要な事項を定める。

(派遣の対象)

**第2条** 講師を派遣する研修会等は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 県民への開発技術の普及や水産研究所の研究推進に資すると認められるものであること。
- (2) 三重県内で開催され、主として三重県内に居住する者又は三重県内に通勤ないし通学する者を対象として開催されるものであること。ただし、県外であっても、県政や水産研究所の研究推進に資すると認められる場合はこの限りでない。
- (3) 参加者は概ね20人以上であること。
- (4) 講師の講演時間が概ね2時間以内であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(派遣の申請)

**第3条** 講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、講師派遣申請書(様式1号)により、三重県水産研究所長に申請しなければならない。ただし、国、地方公共団体、水産関係団体、漁業協同組合、学校等が主催する研修会については、主催者側の講師派遣依頼文書をもって、これに代えることができる。

(派遣の決定等)

**第4条** 前条の規定による申請があった場合、所長は第2条第1項各号に基づき審査を行い、派遣の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項により派遣を決定した場合には、所長は、研究員の中から担当者を指名する。

(派遣の経費負担)

**第5条** 講師派遣に係る旅費については、原則主催者側が負担するものとする。

(講演の内容)

**第6条** 講演のテーマや内容については、主催者と三重県水産研究所が協議し、決定するものとする。ただし、取得予定の特許等に関連する内容、技術流出につながる内容等、水産研究所に不利益をもたらす可能性のある内容については講演対象としないものとする。

(事務担当)

**第7条** この規定に関する事務は、企画・水産利用研究課が担うものとする。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号

### 三重県水産研究所講師派遣申請書

年 月 日

三重県水産研究所長 様

主催者住所  
主催者名称  
代表者氏名 印  
(連絡先 電話、FAX、E-Mail 等)

三重県水産研究所講師等派遣規程第 3 条の規定により、次の通り講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会のテーマ	
派遣希望の日時	<b>【第 1 希望】</b> 〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 〇時〇分 から 〇時〇分まで <b>【第 2 希望】</b> 〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 〇時〇分 から 〇時〇分まで
派遣場所	(名称) (所在地)
受講対象者及び予定人数	
テーマ・講師等に関する要望事項	

※派遣場所については、場所を明記した図を添付してください。